

熊本県障がい者福祉施設整備費補助金について（概要）

■目的

障がい者（児）施設の改修、改築やグループホーム等の創設に係る経費を補助することで、障がい者（児）が地域で安全に暮らすことができるような環境整備を図り、地域移行を促進するとともに、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

■事業の概要

障がい者（児）施設の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。

■補助事業者等

社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等

※整備する施設（事業所）の種別により、交付の対象となる設置者が定められている。

■補助率又は補助金額

■障がい者（児）施設の改修、改築やグループホーム等の創設に係る経費を補助する事業（国 1/2、県 1/4、事業者 1/4）

■補助額（障がい者）：① 対象経費の実支出額と総事業費からその他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を選定。② ①により選定された額に 3/4 を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）。

補助額（障がい児）：① 対象経費の実支出額と総事業費からその他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を選定。② ①により選定された額に 1/2 を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱の基礎点数に 1000 円を乗じた金額を比較して少ない方の額を補助金額とする（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）。

※障がい児の補助額は国費ベースです。

■補助決定までの流れ（予定） ※R7 年度（2025 年度）整備予定の場合

R6. 7 月	事前協議書提出期限（法人→県）
8～9 月	県による現地調査等
R7. 3 月	国・県の令和 7 年度（2025 年度）当初予算決定 国庫協議案件の決定（県→国）
6～7 月	国庫協議案件について、内示通知（国→県） 国庫協議案件（内示・不採択）の結果通知

以後、内示があった案件について交付申請を行い、交付決定される（早くても令和 7 年（2025 年）夏頃）。入札等も含めた事業着手は交付決定後となるため、工期によっては、事業所等の開設が令和 8 年度（2026 年度）当初となることもある。

■ 関係法令・通知等

【補助金の交付・協議について】

- ・ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（交付要綱）
（平成 17 年 10 月 5 日 厚労省発社援第 1005003 号）
- ・ 熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年 7 月 23 日規則第 34 号）
- ・ 熊本県健康福祉補助金交付要項
- ・ 令和 6 年度熊本県障がい者福祉施設整備費補助金交付要領
- ・ 熊本県障がい者福祉施設整備費補助金に係る事前協議実施要項

【施設整備関係について】

- ・ 老朽民間社会福祉施設の整備について
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005005 号、令和 3 年 3 月 30 日社援発 0330 第 7 号第四次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005006 号、令和 2 年 6 月 25 日社援発 0625 第 3 号第十四次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005007 号、令和 4 年 6 月 6 日社援発 0606 第 1 号第十二次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005008 号、令和 4 年 6 月 6 日社援発 0606 第 2 号第十四次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005009 号、平成 19 年 2 月 15 日社援発 0215004 号第一次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 10050013 号、令和 4 年 6 月 6 日社援発 0606 第 3 号第十三次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて
（平成 25 年 2 月 26 日障発 0226 第 4 号、平成 29 年 6 月 22 日障発 0622 第 6 号第一次改正）
- ・ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005016 号、令和 3 年 3 月 30 日社援発 0330 第 8 号第五次改正）
- ・ 生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて
（平成 19 年 2 月 15 日社援発 0215012 号、令和 4 年 6 月 6 日社援発 0606 第 4 号第十二次改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて
（平成 19 年 2 月 15 日社援発 0215013 号、令和 2 年 5 月 29 日社援発 0529 第 5 号第十次改正）
- ・ 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について
（平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号、平成 31 年 2 月 7 日社援発 0207 第 1 号第一次改正）

（次頁あり）

【財産処分について】

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準
- ・ 社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて
（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005017 号、平成 21 年 10 月 6 日社援発 1006 第 13 号改正）
- ・ 社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について
（平成 21 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号障障発 1006 第 1 号）

次世代育成支援対策施設整備交付金については、こども家庭庁から通知文等が発出されております。